

ID: 26

担当部署: 男女共同参画センター

|   |                         |         |       |
|---|-------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 退館命令等                   |         |       |
| 例規名<br>根拠条項   | 八頭町男女共同参画センター条例施行規則 第5条 |         |       |
| 例規番号  | 平成25年規則第28号             |         |       |
| <p><b>【根拠条文】</b><br/>(使用の制限)<br/>第5条 所長は、次の各号の1に該当する者に対しては入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品若しくは動物(盲導犬及び介助犬を除く。)を携行する者</p> <p>(2) 風紀を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他管理上支障があると認められる者</p> <p><b>【基準】</b><br/>根拠条文に同じ。</p> |                         |         |       |
| 備考  |                         |         |       |
| 設定年月日   | 平成 26 年 7 月 1 日         | 最終変更年月日 | 年 月 日 |